

障害者医療費国庫負担金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 2248万円

(前年度 1件 361万円)

1 負担金の概要

障害者医療費国庫負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。)又は都道府県等が、都道府県知事等の指定する医療機関等において、自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療を障害者及び障害児に提供し、当該自立支援医療に要した費用(自立支援医療費)等を障害者又は障害児の保護者に支給した場合に、その費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 自立支援医療費等の額から他の法令による給付等との調整により給付を行わないとした額を控除して得た額と、自立支援医療費等の支給に要する費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

2県2事業主体は、負担金の交付額の算定に当たり、対象となる費用の額の集計を誤るなどしていたため、負担金計2248万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
神奈川県	横浜市	平成 29	円 131億4497万	円 65億7248万	円 4058万	円 2029万	対象経費の集計を誤っていたもの
愛知県	安城市	29	1億2024万	6012万	437万	218万	対象経費の集計を誤っていたものなど
計	2事業主体		132億6521万	66億3260万	4496万	2248万	